

(案)

かながわ人権施策推進指針 (改定素案)

〈たたき台（未定稿）〉

※令和 8 年 8 月時点

神奈川県・神奈川県教育委員会

目 次

第Ⅰ部

第1章 人権施策の取組みの経緯	1
第2章 現状と課題	3
第3章 指針の基本的な考え方	3
1 指針の目標	3
2 基本理念	3
3 指針の性格	3

第Ⅱ部

第1章 人権尊重のための基本姿勢	5
1 県（県職員）が取り組むべきこと	5
2 県民の皆様に取り組んでいただきたいこと	6
3 企業等の皆様に取り組んでいただきたいこと	6
第2章 人権教育・人権啓発の推進	7
1 人権教育の推進	7
2 人権啓発の推進	9
第3章 相談・支援体制	11
1 県の相談・支援体制の充実	11
2 救済関係機関・NGO・NPO等相互の協働・連携強化	11
3 人権相談窓口の情報提供	11
4 緊急一時保護機能の充実	11
5 相談員研修の充実	11

第Ⅲ部 分野別施策の方向

第1章	子ども	13
第2章	障がい者	17
第3章	高齢者	21
第4章	ジェンダーにかかる人権問題	15
第5章	疾病等にかかる人権課題	23
第6章	同和問題（部落差別）	25
第7章	外国籍県民等	27
第8章	貧困等にかかる人権課題	29
第9章	犯罪被害者等	31
第10章	北朝鮮当局によって拉致された被害者等	32
第11章	性的マイノリティ	33
第12章	インターネットによる人権侵害	35
第13章	様々な人権課題	37

第Ⅳ部	人権施策の推進体制等	39
1	人権施策の推進体制	39
2	人権研修の実施	40
3	県の人権施策への提案等	40
4	人権課題の取組状況等の報告	40

付属資料	42
------	----

第 1 部

第 1 章 人権施策の取組みの経緯

人権問題は、国を超えた人類共通の重要課題です。

わが国においては、昭和22年（1947年）に、国民主権、基本的人権の尊重及び平和主義を基本原理とする日本国憲法が施行されて以来、人権に関する諸制度の整備など、多くの取組みが進められています。

世界を見ると、昭和23年（1948年）に世界人権宣言が採択されて以来、国連を中心に人権に関する様々な宣言や条約が採択され、すべての国が達成すべき共通の基準として、「自由平等」、「生命、自由、身体安全」など人権保障の基準が積み重ねられています。

平成6年（1994年）12月、国連総会において、人権教育を通じて人権という普遍的文化を世界に築くことを目的として、翌平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年を「人権教育のための国連10年」とする決議がなされ、わが国においても、平成9年（1997年）7月に「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」を策定し、これに基づく取組みが進められました。

神奈川県では、こうした時代の流れをいち早く捉え、平成6年（1994年）3月に「かながわ人権政策推進懇話会」からの提言を踏まえ、県としても人権問題に体系的に取り組む必要があるとの認識から、人権を尊重した行政を進めていく上での道しるべとして、全国に先駆けて「神奈川県人権施策推進指針」を策定しました。

さらに、平成12年（2000年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体にも地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務が規定されたほか、男女雇用機会均等法の改正（平成11年（1999年）4月施行）や児童虐待防止法（平成12年（2000年）11月施行）など多くの人権に関する法整備が行われたことを踏まえ、平成15年（2003年）6月、「かながわ人権施策推進指針」を策定しました。

その後、障害者基本法の改正（平成23年（2011年）8月施行）をはじめ、人権に関する法整備が進む一方で、平成23年（2011年）3月に起きた東日本大震災を契機に災害時における人権課題などが改めて認識されるようになったことを踏まえ、平成25年（2013年）3月に同指針を改定しました。

改定から約10年が経過した現在、人権を取り巻く社会情勢はさらに大きく変化しています。平成28年（2016年）には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」及び「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」が施行されました。差別の解消を目的として制定されたこれらの法律は、「人権三法」、「差別解消三法」とも呼ばれています。

しかし、障害者差別解消法が施行された直後の平成28年（2016年）7月26日に、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において、障がい者の命と人権を踏みにじる大変痛ましい事件が発生しました。

このような事件が二度と繰り返されないよう、平成28年（2016年）10月14日、県と県議会が共同して「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、その理念の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組んでいくこととしました。

今日、人権課題は、多様化・複雑化の一途をたどっています。

性的マイノリティの方々の人権課題や、特定の民族等に関する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）の問題などの新たな人権課題が顕在化するとともに、**新型コロナウイルス感染症の感染拡大による医療従事者等への差別問題**、所得格差の拡大による貧困問題などの社会的要因を背景とした人権課題の深刻化や、インターネットによる人権侵害のような、様々な分野の人権課題と連動して生じる複合的な人権課題も多く生じており、喫緊の対応が必要な状況となっています。**国の動きとしては、令和5年（2023年）に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT理解増進法）が施行されました。また、SNS等での誹謗中傷や権利侵害に対し、プラットフォーム事業者の削除対応を迅速化させるため、令和7年（2025年）に旧プロバイダ責任制限法を改正した「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）が施行されました。**

最近では、「働く人の人権」としてカスタマーハラスメントも大きな社会問題となっています。令和8年から、事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発や相談体制の整備など、カスタマーハラスメントの防止のために講ずる措置が義務化されました。

また、「ビジネスと人権」という考え方が広まってきています。「ビジネスと人権」とは企業がすべてのステークホルダー（利害関係者）の人権問題に配慮しなければならないという考え方です。平成23年（2011年）に国連が「ビジネスと人権に関する指導原則」採択したことを契機とし、経済産業省が令和2年（2020年）に「『ビジネスと人権』に関する行動計画」、令和4年（2022年）に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定、そして令和7年（2025年）に法務省が「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」に「「ビジネスと人権」に関する記載を追加したことで、経済界において徐々に普及しています。

このような人権を取り巻く社会情勢の大きな変化を踏まえ、「すべての人に人権が保障される**ともに生きる社会**」の実現をめざすため、かながわ人権施策推進指針を改定します。

第2章 県内の現状と課題

1 人権意識調査の実施等

県では、県民ニーズ調査において県民の皆様の人権に対する意識を毎年調査しているほか、令和7年（2025年）には約3,000人の18歳以上の県民を対象とした人権意識調査を実施しました。また、マイノリティの当事者に対しては、直接ヒアリングを行うなどして意見を聴取しました。

2 県内の現状・課題

（1）人権教育・人権啓発の推進

ア 現状

神奈川県では、人権に対する県民の皆様の意識を把握するため、県民ニーズ調査において人権に関する調査を行っております。この調査の中の「今の日本は基本的人権が尊重されている社会だと思いますか。」という問いに対して、「そう思う」と回答した人の割合は、令和3年（2021年）は38.4%、令和4年（2022年）33.0%、令和5年（2023年）は30.4%、令和6年（2024年）は28.4%、令和7年（2025年）は34.4%とほぼ横ばいで推移しています。また、「普段身近に感じている、または最近気になっている人権課題は何ですか。」という設問については、「インターネットにおける人権問題」と回答した人が令和3年（2021年）から令和7年（2025年）で常に最多でした。インターネット上の誹謗中傷については、SNS等の普及により、誰もが加害者にも被害者にもなる可能性があることから、関心が高い人権問題となっています。

また、人権意識調査では、「かながわ人権施策推進指針」に追加した方が良いと思う人権課題を聞く設問では「働く人の人権（カスタマーハラスメントなどの問題）」が40.2%と最多でしたが、一方で、各分野の人権課題や必要な施策をたずねる設問で、「わからない」「特にない」といった回答が30%程度もあり、全体的に人権課題への関心の低さも懸念されます。

イ 課題

人権意識調査で、人権施策を推進していくために重要なことを聞く設問では、「学校における人権教育を充実すること」が34.9%と最多であり、人権教育を重要視する県民が多いことが明らかになりました。一方、人権教育を促進していくために学校において必要な取組を聞く設問では、「子どもだけでなく保護者も最新の人権課題を学べる機会を作る」が27.4%と最多でした。このことから、大人世代でも人権を学べる機会を求める声が多いことも分かりました。こうしたことから、学校における人権教育だけでなく、働く世代に対しての人権啓発の充実も求められています。

（2）相談・支援体制について

ア 現状

人権意識調査で、「日常生活で自身または周囲の人の人権が尊重されていないと感じる」と答えた人は全体の19.3%であり、5人に1人が人権が尊重されていないと感じたことがあることが分かりました。また、その具体的な内容を問う質問への回答では、「職場や学校でパワーハラスメントを受けた」が最も高く、次いで「身近な人からのモラルハラスメント（言葉や態度による精神的嫌がらせ）を受けた」、「学校でいじめ・嫌がらせを受けた」でした。多くの方が身の回りで被害に遭っている状況が明らかになりました。

「日常生活で自身または周囲の人の人権が尊重されていないと感じる」と答えた人に、相談した相手を問う質問では、「誰にも相談しなかった」と回答した人が57.9%でした。また、誰にも相談しなかった理由として、「相談しても変わらないと思った」が50.1%と最多であり、次いで「相談したいと思わなかった」が31.1%でした。この結果から、ハラスメントやいじめ・嫌がらせをはじめとする人権侵害等を受けた際に、行政や団体等が設置する相談窓口が効果的に活用されていないことが明らかになりました。

イ 課題

人権侵害に直面した際にどのような方法なら相談しようと思うかという設問では、対面での相談やメール、SNSやチャットを活用した相談、電話での相談など意見が分かれる結果でした。困りごとや被害の内容によって相談しやすいツールは異なることから、相談窓口のあり方について相談者の目線に立った見直しが必要と考えられます。

(2) 各人権課題について

ア 子どもの人権について

(ア) 現状

人権意識調査で、子どもの人権が尊重されていないと感じる状況を聞いたところ、「いじめ、仲間はずれや無視」の51.4%が最も高い結果となりました。

(イ) 課題

人権意識調査で、子どもの人権を守るために必要だと思うことを聞いたところ、「自分も他人も大切にする人権教育を行う」の40.0%が最も高い結果となりました。

イ 女性の人権について

(ア) 現状

人権意識調査で、女性の人権が尊重されていないと感じる状況を聞いたところ、「性犯罪、性暴力、ストーカーの被害にあうこと」の42.8%が最も高い結果となりました。

(イ) 課題

人権意識調査で、女性の人権を守るために必要だと思うことを聞いたところ、「女性の働き続けやすい就業環境を整備する」の35.4%が最も高い結果となりました。

また、当事者団体等から、分野を「女性の人権」ではなく、「ジェンダーにかかる人権課題」としたほうが適切ではないかというご意見がありました。

ウ 障がい者の人権について

(ア) 現状

人権意識調査で、障がい者の人権が尊重されていないと感じる状況を聞いたところ、「発達障がい・精神障がいについての理解が十分でないこと」の37.4%が最も高い結果となりました。

(イ) 課題

人権意識調査で、障がい者の人権を守り、ともに生きる社会を実現していくために重要だと思うことを聞いたところ、「障がい者本人の意思を尊重する」の33.3%が最も高い結果となりました。

エ 高齢者の人権について

(ア) 現状

人権意識調査で、高齢者の人権が尊重されていないと感じる状況を聞いたところ、「働きたいと思っても働ける機会が少ないこと」の31.4%が最も高い結果となりました。

(イ) 課題

人権意識調査で、高齢者の人権を守るために必要だと思うことを聞いたところ、「生活しやすいまちづくりを推進 する」の31.4%が最も高い結果となりました。

オ 疾病等に関する人権課題について

(ア) 現状

人権意識調査で、疾病等の影響で人権が尊重されていないと感じる状況を聞いたところ、「患者や家族が差別的な扱いを受けること」の39.1%が最も高い結果となりました。

(イ) 課題

人権意識調査で、疾病等に係る人権を守るために必要だと思うことを聞いたところ、「病気や症状などに対して正しい知識を持つこと、また教育を行うこと」の43.7%が最も高い結果となりました。

カ 同和問題（部落差別）について

(ア) 現状

人権意識調査で、同和問題（部落差別）について初めて知ったきっかけを聞いたところ、「学校の授業で教わった」の15.4%が最も高い結果となりました。「同和問題について知らない」は34.3%となった。また、同和問題（部落差別）に関し、現在、起きていると思う問題を聞いたところ、「差別的な言動をすること」の39.3%が最も高い結果となりました。

(イ) 課題

人権意識調査で、同和問題（部落差別）の解決に必要だと思うことを聞いたところ、「同和問題（部落差別）についての教育や啓発活動を推進する」の42.6%が最も高い結果となりました。

キ 外国籍県民等の人権について

(ア) 現状

人権意識調査で、外国籍県民等の人権が尊重されていないと感じる状況を聞いたところ、

ろ、「外国人（見た目や名前、言葉・イントネーションなど）を理由にひどいことを言われたり嫌がらせを受けること」の27.1%が最も高い結果となりました。

（イ）課題

人権意識調査で、外国籍県民等の人権を守るために必要だと思うことを聞いたところ、「多文化共生を進める教育をする」の28.7%が最も高い結果となりました。また、40%以上が「特にない」と回答しており、その他の分野に比べより関心が低い傾向が見られました。

キ 貧困等に関する人権課題について

（ア）現状

人権意識調査で、貧困等にかかる人権課題において、貧困等に苦しむ方の人権が尊重されていないと感じる状況を聞いたところ、「経済的な自立が困難なこと」の40.0%が最も高い結果となりました。

（イ）課題

人権意識調査で、貧困等にかかる人権を守るために必要だと思うことを聞いたところ、「就労の支援をすること」の45.7%が最も高い結果となりました。

ク 犯罪被害者等の人権について

（ア）現状

人権意識調査で、犯罪被害者等の人権が尊重されていないと感じる状況を聞いたところ、「報道によって私生活の平穏が保てない」の40.5%が最も高い結果となりました。

（イ）課題

人権意識調査で、犯罪被害者等の人権を守るために必要だと思うことを聞いたところ、「プライバシー侵害がないように報道内容を配慮すること」の46.8%が最も高い結果となりました。

ケ 北朝鮮当局による拉致問題に関する人権課題について

（ア）現状

人権意識調査で、北朝鮮当局による拉致問題についての人権課題だと思うことを聞いたところ、「自由が奪われ帰郷できないこと」の44.9%が最も高い結果となりました。

コ 性的マイノリティに関する人権について

（ア）現状

人権意識調査で、性的マイノリティの人権が尊重されていないと感じる状況を聞いたところ、「男らしさ、女らしさなどの社会規範が根強いこと」の27.8%が最も高い結果となりました。

（イ）課題

人権意識調査で、性的マイノリティの人権を守るために必要だと思うことを聞いたところ、「ジェンダー規範にとらわれず、自分らしく生きることができる環境を整備する」の32.3%が最も高い結果となりました。

サ インターネットによる人権侵害について

(ア) 現状

人権意識調査で、インターネットによる人権侵害に関して起きていると思う問題を聞いたところ、「個人や特定の団体への誹謗中傷や差別を助長する書き込み」の45.9%が最も高い結果となりました。

(イ) 課題

人権意識調査で、インターネットによる人権侵害を防ぐために必要だと思うことを聞いたところ、「監視、取り締まりを強化する」の43.3%が最も高い結果となりました。また、県民ニーズ調査において、「普段身近に感じている、または最近気になっている人権課題は何ですか。」という設問で、「インターネットにおける人権問題」と回答した人が令和3年(2021年)から令和7年(2025年)で常に最多であり、大きな人権課題として懸念している県民が多いことが明らかになりました。

サ 働く人の人権について

(ア) 現状

人権意識調査において、「かながわ人権施策推進指針」に追加した方が良いと思う人権課題を聞く設問で「働く人の人権(カスタマーハラスメントなどの問題)」が40.2%と最も高い結果でした。

(イ) 課題

パワーハラスメントやカスタマーハラスメントなど、職場環境における人権課題に対する取組みの必要性が明らかになりました。

3 重点的に取り組むべき事項

(1) 人権教育・人権啓発の推進

子どもへの人権教育だけでなく、人権への関心が低い傾向がある働く世代や子育て世代への人権啓発を推進する。

(2) 相談・支援体制の強化

相談者が相談してよかったと思えるような、当事者目線に立った相談体制の充実及び周知を強化する。

(3) 各人権課題の取組推進

ア 女性の人権について

女性だけでなく、すべてのジェンダーにかかる人権課題とする。また、DV・ストーカー被害者支援施策の取組を推進する。

イ 障がい者の人権について

「ともに生きる社会かながわ憲章」を普及し、当事者目線の障害福祉の実現に向けた取組等を推進する。

ウ 同和問題（部落差別）について

同和問題（部落差別）について、正しい情報を伝えるとともに、インターネット上の差別的な投稿に対する取組を推進する。

エ 外国籍県民等の人権について

ヘイトスピーチに対し、より効果的な啓発・注意喚起等の取組を推進する。

オ インターネットによる人権侵害について

S N S 等での悪質な投稿や誹謗中傷に対する取組等を推進する。

カ 働く人の人権について

職場におけるカスタマーハラスメントやパワーハラスメント等を「働く人の人権」として、かながわ人権施策推進指針に新たに位置付ける。

第3章 指針の基本的な考え方

人権は、人間の尊厳に基づいて、すべての人が生まれながらに持っている権利であり、個人としての生存と自由を確保し、より幸福な人生を送るために欠くことのできない権利です。

わが国においては、憲法で基本的人権として、侵すことのできない永久の権利として保障し、国民の不断の努力によって保持しなければならないとしています。

また、神奈川県では平成28年に発生した津久井やまゆり園事件のような大変痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、その理念の実現に向けて取り組んでいます。

この指針では、行政、県民、企業、N G O（非政府組織）・N P O（非営利組織）等の多様な主体とともに、人権がすべての人に保障される **ともに生きる社会の実現** を着実に進めるための方向性等を示すこととします。

1 指針の目標

人権がすべての人に保障される **ともに生きる社会の実現** をめざします。

2 基本理念

県は、目標の実現に向けて、当事者目線に立って、憲法はもとより国際的な人権の基準に従い、「ともに生きる社会」の実現を目指して、次のことを基本理念として県民とともに取り組みます。

- （１）誰もが人権を侵されることなく、個人として尊重される社会をめざします。
- （２）誰もが機会の平等を保障され、能力が発揮できる社会をめざします。
- （３）誰もが個性を尊重されるとともに、孤立したり、排除されることのない、人と人とのつながりを重視した、「**ともに生きる社会**」をめざします。

3 指針の性格

この指針は、人権施策推進にあたって、次の性格を持つものとします。

- (1) 県のあらゆる施策・事業を、常に人権尊重の視点を持って推進する県の基本姿勢を示すものです。
 - (2) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づき、県が実施する人権教育及び人権啓発の推進の方向を示すものです。
 - (3) 人権尊重の社会の実現に向けて、県民、企業等の積極的な取組みを促進するものです。
 - (4) 主な分野別人権課題の取組みについて、施策推進の方向を示すものです。具体の実施施策等については、県の総合計画や個別計画、各年度の予算等で表します。
- なお、この指針は、改定から5年を目途として、社会情勢の変化等を勘案し、改定の必要性を検討することとします。

ともに生きる社会かながわ憲章

～この悲しみを力に、ともに生きる社会を実現します～

平成28年7月26日、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において19人が死亡し、27人が負傷するという、大変痛ましい事件が発生しました。

この事件は、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと伝えられ、障がい者やそのご家族のみならず、多くの方々に、言いようもない衝撃と不安を与えました。

私たちは、これまでも「ともに生きる社会かながわ」の実現をめざしてきました。

そうした中でこのような事件が発生したことは、大きな悲しみであり、強い怒りを感じています。このような事件が二度と繰り返されないよう、私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざし、ここに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めます。

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

第Ⅱ部

第1章 人権尊重のための基本姿勢

「人権がすべての人に保障される**ともに生きる**社会」を実現するためには、行政だけではなく、企業やさまざまな団体、そして県民一人ひとりが地域社会を構成する主体として、この指針や「**ともに生きる社会かながわ憲章**」の基本理念を共有し、人権尊重の視点を意識して行動することが必要です。

そこで、この指針に掲げる目標達成に向けた基本姿勢として、県職員が取り組むべきこと、県民の皆様や企業等の皆様に取り組んでいただきたいことを以下に示します。

1 県（県職員）が取り組むべきこと

（1）人権尊重の視点に立った職務遂行

次の点に留意し、県のあらゆる施策・事業を推進します。

政策の立案・企画・実施に当たっては、「ジェンダー」「ともに生きる（ともいき）」「当事者目線」の視点を「3つの主流化」として、いつも意識していきます。

- ア すべての人の人権を尊重します。
- イ 人権課題を「自分ごと」として考え、問題意識をもって取り組みます。
- ウ 職務や研修を通して人権感覚を磨き、様々な人権課題に対する理解を深めます。
- エ 誰もがその人らしく暮らすことができる差別のない地域社会の実現に向けて施策・事業を推進します。
- オ 関係機関と協働・連携して人権施策を推進します。

「3つの主流化」について

県では、性別や国籍、障がいなど、多様な背景のあるすべての人が平等に権利や機会を持ち、社会のあらゆる場面で活躍できる、共生社会の実現に向けた取組を推進するために、職員一人ひとりが「ジェンダー」「ともに生きる」「当事者目線」の「3つの主流化」を意識し職務を遂行していくために、全職員向けに研修を実施しています。

（2）人権課題への適切な対応

県が実施する施策・事業等に関しての人権課題については、NGO・NPO、当事者等との情報交換などを通して状況を的確に把握し、迅速、かつ適切な対策を講じます。複数の課題が複合して生じている場合は、関係機関と連携して取り組みます。

また、市町村が主体となって実施する人権施策・事業等についても、積極的に情報交換の機会を設けるよう努めるとともに、必要に応じて連携・支援を行います。

2 県民の皆様に取り組んでいただきたいこと

人権がすべての人に保障される**ともに生きる**社会を実現するためには、県民の皆様一人ひとりが、人権尊重の視点から社会の動きをキャッチし、知識から行動へという積極的姿勢に立って人権課題に取り組むことが重要です。

そのためには、まず日常生活の中で、偏見に基づく不当な差別的言動など、人権上問題があると思われる出来事に接した際に、直感的にそれはおかしいと思う感性や、人権への配慮が自らの態度や行動に表れるような人権感覚を身に付けることが大切です。そのためには、次の点に留意する必要があります。

- ア 一人ひとりがかけがえのない存在だという気持ちを持ち、自分の人権も、他人の人権も等しく大切にすること
- イ 一人ひとりに多様な個性があることを知り、それを認め合うこと
- ウ 「偏見を持たない」、「差別をしない」、「差別を許さない」という気持ちを行動に表すこと
- エ 人権課題を「自分ごと」としてとらえ、その解決に向けて**当事者目線**で行動すること
- オ 地域とのつながりを大切にするなど、毎日の生活で「支え合い」について心がけること

3 企業等の皆様に取り組んでいただきたいこと

現代社会において、企業等が人権尊重の視点に立って活動を行うことは、企業価値を高めるだけでなく、企業等が果たすべき社会的責任の一つとして求められています。

人権が尊重される明るい職場であることは、企業等の発展に欠かせないだけでなく、働く者の労働意欲の向上や心身の健康状態に影響します。特に、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントをはじめとした職場におけるハラスメントは、相手の尊厳や人格を傷つける人権侵害であり、防止や解決に向けて取り組むことが重要です。

また、働く人の人権としてカスタマー・ハラスメントへの対策も求められています。カスハラ対策の強化が改正労働施策総合推進法に盛り込まれ、令和8年（2026年）10月1日から施行されます。改正法では、カスハラ対策が事業主のハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務とされ、企業等は労働者からの相談に応じ、カスハラに適切に対応するための体制整備などが義務化されます。

人権尊重の視点に立った企業活動や、職場づくり等のためには、次の点に留意する必要があります。

- ア 職場全体で人権尊重の意識を高めること
- イ パワー・ハラスメントなど、あらゆるハラスメントの根絶に向けて取り組むこと
- ウ 人権啓発を推進するためのしくみをつくること
- エ 消費者や取引先の方の人権に配慮した企業活動を行うこと
- オ 個人の能力と適性に基づく公正な採用と公平な処遇を行うこと
- カ 県等が実施する講演会に参加するなど、人権課題への理解を深めるために積極的に行動すること

また、昨今「ビジネスと人権」という考え方が広まっており、企業等に対して社会的な責任が求められています。経済産業省が令和4年（2022年）に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定しました。このガイドラインは企業が事業活動やサプライチェーン全体で人権侵害を防ぎ、尊重する取り組み（人権デュー・ディリジェンス）を促進するための指針となります。

【コラム】わたしのともいき

第2章 人権教育・人権啓発の推進

1 人権教育の推進

人権意識調査の結果やこれまでの人権教育における取組みと成果を踏まえて、県民一人ひとりが、学校教育と社会教育を通じて、人権尊重の理念についての正しい理解を深め、これを体得し、互いの多様性を認め合う人権が真に尊重される**ともに生きる**社会が実現するように次の点を基本とする人権教育を総合的に推進します。

ア 責任を自覚しつつ自分らしく生きることができる人の育成をめざす教育

自分の人権とともに他の人の人権を尊重し、その権利の行使に伴う責任の重さを自覚しつつ、自分らしく生きることができる人を育成する教育を推進します。

イ 人権感覚の育成をめざす教育

人権の意義や価値を認識し、人権の尊重が意思・態度に表れ、さらに行動につながるような、県民一人ひとりの人権感覚を育成する教育を推進します。

ウ 人権課題の認識を深める教育

人権尊重の精神を基盤として、人権課題についての正しい理解と認識を深め、その解決に主体的に取り組むことができる人を育成する教育を推進します。

エ 生涯学習の視点に立った教育

幼児から高齢者にいたるそれぞれのライフステージに応じて、学校教育と社会教育との連携を図りつつ、あらゆる機会を捉えて人権教育を推進します。

（１）学校教育

学校教育においては、幼児・児童・生徒がそれぞれの発達の段階に応じて、人権に関する基本的な理解を深め、人権尊重の意識を高めることにより、人権の大切さを共感的に受けとめる人権感覚を育む教育をすべての教育活動を通じて行うとともに、幼児・児童・生徒の人権に十分に配慮し、一人ひとりを大切にする教育を推進します。

ア 人権に配慮した学校運営や教育指導に努め、幼児・児童・生徒が自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、豊かな人間関係の中で安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。

イ 幼児・児童・生徒が、人権課題について正しい理解を深めるとともに、人権尊重の意識を高めることにより自ら人権感覚を磨くことができるよう、人権教育に関する指導方法の向上に努めます。

ウ 豊かな人間性や社会性を育むため、社会教育との連携を図りつつ、ボランティア活動等多様な体験活動や高齢者、障がい者等との交流の機会の充実に努めます。

エ 学校に対して、人権教育に関する多様な啓発資料を配付するとともに、研究指定校の実

践例の情報を提供します。また、人権教育移動教室、**多文化共生ワークショップ事業**などN G O・N P O等と協働した人権教育の取組みを進めます。

オ 教職員が人権尊重の理念について正しい認識を持ち、いじめやセクシュアル・ハラスメント等を見逃さず適切に対応するとともに、体罰を許さない環境づくりを進め、幼児・児童・生徒の人権に十分に配慮したコミュニケーションが図られるよう、人権教育に関する研修会等の充実に努めます。

カ 幼児・児童・生徒や保護者等が、人権にかかわる問題を安心して相談できる体制の充実に努めるとともに、関係機関と連携を図り、いじめ等の人権侵害を受けた幼児・児童・生徒の心のケアに努めます。

（２）社会教育

社会教育においては、生涯学習の視点に立って、社会教育関係団体等との連携を図りつつ、県民一人ひとりの主体性のもとに、人権が真に尊重される社会の実現をめざして、人権教育を推進します。

ア 地域の実情や学習者のニーズに応じて、県民一人ひとりが人権尊重の意識を高めることができるような学習機会等の充実に努めます。

イ 人権課題について正しい理解を深めるためのわかりやすい学習資料を提供します。また、参加意欲を高めるような参加体験型学習のプログラムの開発とその普及に努めます。

ウ 豊かな地域社会を形成するために、学校教育との連携を図りつつ、ボランティア活動等多様な体験活動や高齢者、障がい者、外国籍県民等との交流の機会の充実に努めます。

エ P T Aをはじめとする社会教育関係団体等との連携を図りつつ、家庭教育における学習機会の充実にための支援や情報提供に努めます。

オ 地域において、人権教育を積極的に推進していく指導者の養成に努めます。

２ 人権啓発の推進

時代とともに、人権を取り巻く環境は変化します。しかし、常に人権を尊重する視点から物事を捉え、行動することは、すべての人の生きやすさ、暮らしやすさにつながるものです。

すべての県民が、人権尊重の理念についての理解を十分深め、様々な人権課題に対し、自分自身の問題として認識すること、また人権尊重の意識が態度や行動として日常生活の中に表れ、根づくことをめざし、**子どもだけでなくすべての世代に対し**、あらゆる機会、あらゆる場を通じて、より効果的な啓発活動を推進します。

（１）多様な啓発活動の展開

ア 関係機関と協働・連携した県民参加型の啓発事業の実施

毎年12月初旬の一週間を「かながわ人権週間」とし、この期間を中心に、「神奈川県人権啓発活動ネットワーク協議会」（横浜地方法務局、神奈川県人権擁護委員連合会、県等で構成）の主催による、県民誰もが参加でき、また人権課題を日常の身近な問題として考えることが

できる人権啓発イベントなど多彩な啓発活動を、**県民や企業等とも連携しながら**県内全域を対象として実施します。

イ 各種広報媒体を活用した啓発活動

人権尊重の意識を高めるため、テレビや新聞などのマスメディア、県のたよりやインターネットなど多様な媒体を活用した啓発活動を行うとともに、児童虐待の防止や女性に対する暴力の根絶など各人権課題に応じた啓発活動を展開します。

ウ 効果的な啓発活動の推進

啓発活動を効果的に行うため、次の点に留意して推進します。

(ア) 人権課題に気付く啓発

無意識の何気ない言動や、よかれと思ってしたことが、時として相手を傷つけたり、人権を侵してしまうことがあります。人権課題に気づき、理解するという視点に立った啓発活動を行います。

(イ) 「自分ごと」として考える啓発

人権課題に気付いても、自分の身近に影響が及ばないと他人事として済ませてしまいがちです。自分自身が被害者にも加害者にもなり得るという当事者意識を持って考え、解決に向けた行動につながるような啓発活動を行います。

(ウ) 気軽に参加できる啓発

人権は、かけがえのない、それぞれの人生を「自分らしく生きる」ために保障されている権利です。人権というと「堅い」、「わかりにくい」といったイメージが付きまといがちであるため、気軽に参加できるような啓発活動を行います。

(エ) 正しい理解を深めるための啓発

人権課題に関して、その存在に気付くだけでなく、正しい理解と認識を深めることも重要です。そのために、正確かつ適切な情報をわかりやすい方法で伝えていきます。

(オ) 関心の度合いに応じた啓発

人権課題に対する関心の度合いは、それぞれ異なり、また、テーマによっても差があります。啓発活動の実施にあたっては、このような差異についてあらかじめ十分に分析し、ターゲット層や伝えたい内容を明確にした上で、効果的な手法を検討します。

(2) NGO・NPO等との協働・連携

啓発活動の推進にあたっては、様々な人権課題について、広く県民の皆様に理解を深めていただくことをめざし、各分野で活動するNGO・NPO等の啓発活動を支援するとともに、協働・連携して多彩な取組みを推進します。

（３）県民、企業等が行う啓発活動への支援

県民、企業等が人権に関する啓発活動を行うにあたり、県ホームページによる情報提供や、リーフレットの配布などにより、必要な資料の提供を行います。また、県が実施する啓発活動についても情報提供を行います。

第3章 当事者目線の相談・支援体制

個別の人権課題に迅速かつ適切に対処できるよう、相談・支援体制の充実、強化を図ります。

1 県の相談・支援体制の充実

「第6章 分野別施策の方向」に掲げる各分野で設けている相談・支援窓口において、問題の早期解決を図るため、それぞれの課題に応じた相談・支援体制を充実します。

また、相談体制の充実にあたっては、**相談者の目線に立って相談しやすい体制を構築していくとともに**、SNSを活用した相談窓口の設置など、より多くの方が利用しやすいものとなるよう、様々な手法による取組みを推進します。

2 救済関係機関・NGO・NPO等相互の協働・連携強化

複合した人権課題の解決に向けて、県の関係機関をはじめ、法務局など国の関係機関、人権擁護委員連合会、市町村と連携の強化を図るとともに、NGO・NPO等と協働・連携した取組みを推進します。

3 人権相談窓口の情報提供

人権に関する相談等を行っている県内の国、県、市町村、NGO・NPO等の相談窓口一覧を作成し、県の情報提供コーナーや市町村人権担当窓口等に備えます。また、県のホームページに掲載します。

4 緊急一時保護機能の充実

虐待を受けている子どもや配偶者等からの暴力を受けている被害者を、適切に一時保護するとともに、自立等の支援を充実します。

5 相談員研修の充実

相談員が人権課題に適切に対処できるよう、それぞれの分野において研修を充実するとともに、加害者に対しても、適切に相談に応じ、指導ができる人材の養成に努めます。

第Ⅲ部 分野別施策の方向

人権課題の解決に向けては、この指針で示す基本理念にのっとり、各分野の個別法令や県の総合計画、個別計画等を踏まえて取組みを進めます。

第1章 子ども

いじめ、虐待、貧困等の困難な状況にある子ども・若者がいることに加え、ヤングケアラー、医療的ケア児等新たに顕在化してきた困難な状況にある子ども・若者がいます。また、個人と地域社会及び他者との関わりが希薄になる中で、子ども・若者の孤独・孤立、子育て家庭の孤立等社会全体としての課題も浮き彫りになっています。さらに、性犯罪・性暴力や薬物乱用等の問題もあります。子ども一人ひとりが人間として尊重され、人権が守られる中で成長していく環境づくりを推進します。

また、令和5年（2023年）に施行された「こども基本法」において、こども施策に対するこどもの意見反映が義務化されるなど、当事者であるこどもの視点に立った施策を展開することが国及び地方公共団体において求められています。

そこで、県では、こども一人ひとりの立場に立ち、その望みと願いを尊重しながら、こどもが自分らしく幸せに暮らせるよう、こども、父母その他の保護者のみなさんを支援し、社会全体でこどもを育てることができる環境を整備し、もって誰もが自分らしく幸せに暮らすことができる社会を実現することを目的として、「神奈川県こども目線の施策推進条例」を制定しました。

（１）主な取組みの方向

【人権尊重の社会づくりに向けた環境整備】

ア 青少年の健全な育成の推進

性犯罪・性暴力や薬物乱用など、青少年にとって有害な社会環境の健全化を進めるため、条例による規制や県民運動を展開し、青少年が心豊かに育つ社会づくりを推進します。

イ 児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止等の推進

児童相談所の相談・一時保護体制の充実、市町村における虐待防止ネットワークの強化、地域における子育ての支援策の充実、児童虐待防止の広報・啓発等による児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止を推進するとともに、里親制度の充実等による地域での被虐待児のケア体制の整備を図ります。

学校では、スクールソーシャルワーカーの活用により、関係機関との連携を図り、児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止を推進します。

ウ いじめ対策の推進

いじめに対応するため、学校に心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、関係機関と連携を図り、いじめ防止等の取組みを効率的に推進します。

【人権教育・人権啓発の推進】

エ 人権に配慮した学校教育の推進

人権尊重の意識を高める教育を一層推進するとともに、幼児・児童・生徒の人権に十分配慮し、体罰を許さない環境づくりを進め、一人ひとりを大切にした教育指導や学校運営に努めます。

【当事者目線の相談・支援体制】

オ 子どもの人権擁護の推進

子どもの人権擁護のための審査、助言等を行う審査会の設置や、子どもからの人権にかかわる悩みへの電話相談等を実施し、「児童の権利に関する条約」の趣旨に基づき、子ども自身の意見表明権を尊重しつつ、子どもの人権擁護を推進します。

カ いじめに関する相談・支援体制の充実

いじめへの早期対応のため、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、組織的に対応するとともに、家庭・関係機関・地域とも連携を図るなど、支援体制の充実に努めます。

また、子どもたちがいじめに関する相談ができるよう「24時間子どもSOSダイヤル」や「**中高生SNS相談@かながわ**」等を設置し、相談体制の充実を図ります。

キ 不登校、ひきこもりなどの対策の推進

不登校・ひきこもりなどへの対応についてNPO等と連携を図りながら、「かながわ子ども・若者総合相談センター」等で、子ども・若者やその保護者が相談しやすい体制により支援します。

ク ヤングケアラーへの相談体制の充実

家族の介護や看護などを行う際に、年齢や成長に見合わない、重い責任や負担を担うことで、学校に行けない、希望する進路に進めないなど、問題を抱えるヤングケアラーに対する相談体制の充実に努めます。

(2) 主な関係法令

社会福祉法 **こども基本法** 児童福祉法 児童虐待の防止等に関する法律 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 子ども・若者育成支援推進法 いじめ防止対策推進法 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 県青少年保護育成条例 **神奈川県こども目線の施策推進条例**

(3) 県の主な関係審議会等

県児童福祉審議会 県青少年問題協議会 **県子ども・若者施策審議会**

(4) 関連する個別計画

かながわ子ども・若者みらい計画

第2章 障がい者

障がい**当事者**は、日常生活や社会生活を営むうえで、様々なバリアに直面しています。建物の入り口に段差や階段があるなどの目に見える物理的なバリアのみならず、障がい者への差別や偏見などの目に見えないバリアも、障がい者の活動や社会**参加**を制限する社会的障壁になっています。

こうした社会的障壁を取り除き、障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、令和3年（2021年）6月には、事業者による合理的な配慮の提供の義務化などを内容として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、**令和6年（2024年）4月に施行**されています。

本県においては、平成28年（2016年）7月、県立の障害者支援施設である津久井やまゆり園で大変痛ましい事件が発生しました。この事件により、改めて、障がい者への差別や偏見の解消に向けた取組みの重要性が認識されることとなりました。また、**令和7年（2025年）に実施した人権意識調査でも障がい者の人権が尊重されていないと感じる状況として、「障がい者への理解が不足している」と答える割合が最も多い結果となりました。**

そこで、県では、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を実現するため、障がい者を取り巻く社会的障壁の**除去**や障がい者の生活を支えるサービスの充実とともに、障がいに対する理解促進に取り組みます。

また、障がい者本人を中心に、本人の望みや願いを第一に考え、本人の可能性を最大限に引き出す「当事者目線の障がい福祉」の実現のため、**令和5年（2024年）4月に「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～」を施行**しました。引き続き、障がい者本人の意思を尊重した施策を実施します。

（1）主な取組みの方向

【人権尊重の社会づくりに向けた環境整備】

ア とともに生きる社会を支える人づくり

ともに生きる社会の実現に向けて、個々の障がい特性等に配慮し、障がい者に寄り添った支援を提供できる福祉、保健、医療分野の人材の確保と育成などに取り組みます。

イ 社会参加への環境づくり

障がい者の活動を制約する社会的な障壁を取り除く「**社会モデル**」の実現のため、障がい者に配慮したまちづくり、障がい特性に応じた意思疎通支援、防災・防犯対策等の推進、行政機関等における配慮の充実等により、ハード、ソフト両面にわたるバリアフリー化に取り組みます。

ウ 障がい者の地域生活を支える福祉・医療サービスの充実

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、在宅サービスの充実や、重度障がい者も受入れが可能なグループホーム等の整備を図ります。また、医療的ケア児（※）等に対する支援体制や精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた、福祉、医療、教育等の各分野の連携促進に努めます。

エ 意思決定支援の推進と地域生活移行の支援

県は、津久井やまゆり園を再生する中で、どんなに重い障がいがあっても当事者本人には必ず意思があるという前提に立ち、自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者の意思決定を支援しています。

障害者の権利に関する条約にも掲げられている、障がい者の自己決定を尊重するため、この意思決定支援の考え方を、県内の障害福祉サービス事業所等に普及させていきます。

また、意思決定支援を進める中で、地域での生活を希望する障がい者が安心して地域生活を送ることができるよう、相談体制の構築を図るとともに、専門的支援や社会資源の整備に取り組みます。

※ 日常生活及び社会生活を営むため、恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為（医療的ケア）を受けることが不可欠である児童のこと。

【人権教育・人権啓発の推進】

オ 「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発の推進

津久井やまゆり園事件のような事件が繰り返されないよう、ともに生きる社会の実現をめざし、憲章の普及啓発に取り組むとともに、障がい及び障がい者に対する県民の理解を促進し、障がいを理由とする差別の解消に取り組みます。

カ インクルーシブ教育の推進

支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向けて、すべての子どもができるだけ同じ場でともに学びともに育つための環境づくりをめざして、小・中学校から高校まで、連続性のある取組みとなるよう、インクルーシブ教育を推進します。

【当事者目線の相談・支援体制】

キ 障がい者の権利擁護の推進

障がい者等の自己決定が尊重され、障がい者が自らの考えと判断により、地域社会の中で主体的に生き、自己実現を図ることができるよう、障がい者虐待防止の取組みや、障がい者差別に関する相談窓口の設置、成年後見制度の利用促進等により、障がい者の権利擁護を進めます。

ク 発達障がい児者に対する総合的な支援

「発達障害支援センターかながわA（エース）」において、自閉症等の発達障がいを有する障がい児者に対する総合的な相談・支援を実施します。

ケ 雇用・就業、経済的自立の支援

働くことは自立した生活を支える基本のひとつでもあり、一人ひとりの可能性を伸ばすことや生きがいにもつながる活動であることから、障がい者が抱えている困難にも留意しつつ、障がい者がライフステージに応じて、その人らしい働き方を選択できるよう、福祉的就労とともに、一般就労への支援の充実に取り組みます。

コ 文化芸術・スポーツにおける取組みの推進

障がい者の自立と社会参加の促進のため、文化芸術活動やスポーツ等を通じて、障がい者が地域社会における様々な活動に参加するための環境の整備や必要な支援を行います。

（２）主な関係法令

社会福祉法 障害者基本法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 身体障害者福祉法 知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 障害者の雇用の促進等に関する法律 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 県みんなのバリアフリー街づくり条例 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～」

（３）県の主な関係審議会等

県障害者施策審議会 県児童福祉審議会 県社会福祉審議会 県精神保健福祉審議会 県障害者自立支援協議会 県バリアフリー街づくり推進県民会議

（４）関連する個別計画

当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～ に基づく基本計画

第3章 高齢者

戦後生まれのいわゆる「団塊の世代(昭和22～24年生まれ)」の子どもに当たる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年(2040年)には3人に1人が高齢者となります。

また、高齢者やその家族・介護者(ケアラー)が抱える課題が複合化しており、「高齢者」や「障がい者」「子ども」などの対象を超えて、関係分野が連携してともに生きる社会の実現に向けた対応力の強化を図っていくことが社会的な課題となっています。

高齢者が住み慣れた地域において、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、高齢者が安心して、元気に、生き生きと暮らせる社会づくりの実現をめざします。

(1) 主な取組みの方向

【人権尊重の社会づくりに向けた環境整備】

ア 地域包括ケアシステムの推進による地域共生の社会づくり

制度や分野の枠を超えた包括的な支援体制を構築できるよう、地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、高齢者やその家族・介護者(ケアラー)が抱える複合的な課題への対応力を強化し、地域共生社会の実現を図ります。

イ 認知症とともに生きる社会づくり

認知症への理解を深めるため、認知症は誰もがなりうることの啓発や、認知症の人が自らの経験を発信する取組みの支援などを通じて、認知症とともに生きる社会づくりを進めます。

ウ 災害や感染症に対する対応力の強化

近年の洪水等の災害において高齢者に被害が集中していることなどを踏まえ、**高齢者施設における職員に向けた**研修・訓練の実施や、必要な物資の備蓄などの平時からの事前準備、関係機関との連携による発生時の応援体制の構築などにより、災害・感染症発生時のサービス継続の対応力強化を図ります。

【人権教育・人権啓発の推進】

エ 高齢者への理解を深める教育の推進

高齢者に対する敬意や感謝の心を育てるとともに、超高齢社会に対する基本的理解や介護・福祉などの課題に関する理解を深める教育を推進します。

【当事者目線の相談・支援体制】

オ 高齢者の尊厳を支える取組みの推進

高齢者一人ひとりが尊重され、安心して暮らせるよう身体拘束をしない介護や高齢者虐待防止の取組み、成年後見制度の活用など、高齢者の権利擁護のしくみの充実に努めます。

カ 高齢者の社会参画の促進や就業支援の推進

高齢者が生きがいをもって暮らせるよう、また、他の世代との相互理解・連帯を深め、人と人とのつながりを進める取組みを充実させていくことができるよう、ＩＣＴも活用しながら地域貢献などの社会参画活動（ボランティア活動等）を促進し、地域社会で活躍できるしくみづくりを進めます。

~~また、経験や知識をいかして働く意欲を持った高齢者の多様な就業ニーズに対応した就業支援に取り組めます。~~

キ 生涯学習・生涯スポーツの推進

高齢者が健康で生きがいのある生活が続けられるよう、多様なニーズに対応した学習や文化、スポーツ活動等に、様々な世代とともに参加する機会を提供します。

また、学校をはじめとした地域の資源などをいかし、多様な活動や交流のための場づくりを進めます。

ク ロボット・ＩＣＴの導入促進による介護現場の革新

介護事業所へのロボット・ＩＣＴ導入を促進し、介護職員の負担軽減と介護サービスの質の向上を図ります。

（２）主な関係法令

社会福祉法 老人福祉法 介護保険法 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 県みんなのバリアフリー街づくり条例

（３）県の主な関係審議会等

県社会福祉審議会 かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会 県認知症施策推進協議会 県バリアフリー街づくり推進県民会議 **神奈川県介護現場革新会議**

（４）関連する個別計画

かながわ高齢者保健福祉計画

第4章 ジェンダーにかかると人権課題

「ジェンダー」とは、生物学的性別に対し、社会的・文化的に形成された性差に着目する表現です。

県では、性別にかかわらず、ワーク・ライフ・バランスが取りにくい状況が続いており、女性の活躍や政策・方針決定過程への女性の参画は未だ十分とはいえず、就業の場における待遇の面での格差等、ジェンダー平等にかかる問題も存在しています。

また、女子差別撤廃条約による女性差別の禁止や、各法に基づくジェンダー平等や女性の地位向上への取り組みが進められていますが、配偶者・パートナー等からの暴力や性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害も生じています。さらに、近年、女性が抱える課題はDVをはじめ、性暴力や性搾取等の被害、予期せぬ妊娠、不安定な就労状況や経済的困窮、社会的な孤独・孤立の問題など多岐にわたっており、女性が女性であるがゆえに課題が複雑化しやすい状況にあります。

職場や家庭、地域など、あらゆる場ですべての人が互いに人権を尊重し、一人ひとりが生き生きと個性と能力を発揮できるジェンダー平等社会の実現をめざします。

(1) 主な取り組みの方向

【人権尊重の社会づくりに向けた環境整備】

ア あらゆる分野における男女共同参画の促進

男女共同参画を一層進めるため、市町村、NPO、民間企業等と連携・協働しながら、あらゆる分野における女性の参画を促進するとともに、女性の活躍を推進する社会的気運の定着を図ります。

また、性別に関わらず仕事と家庭の責任を分かち合える社会をめざして、家事・育児、地域活動への男性の参画を促進します。

イ 職業生活における活躍支援

働きたい人が「仕事か家庭か」といった二者択一を迫られることなく働き続け、個性と能力を十分に発揮することができるよう、育児・介護の基盤整備や、働きやすい就業環境の整備を図ります。

ウ 配偶者等からの暴力総合対策の推進

配偶者等からの暴力であるDV（ドメスティック・バイオレンス）の未然防止や被害者への支援を充実させるため、関係機関と連携し、啓発活動、相談・一時保護体制の整備及び自立支援の促進などを総合的に推進します。

【人権教育・人権啓発の推進】

エ あらゆる暴力の根絶に向けた教育・啓発等の推進

「かながわ男女共同参画センター（かなテラス）」を拠点として、DVの未然防止のため、配偶者・パートナー等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、性別に関わらず被害者になり得ることの周知・啓発を行います。また、被害者だけでなく周囲の人への理解促進に取り組むほか、いわゆるデートDV（交際相手からの暴力）について、若い世代への意識啓発・教育を行います。

また、性犯罪・性暴力、ストーカー行為にかかる相談やセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発などの取組みを一層推進します。

オ 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発

幅広い年齢層に対し、根強い固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識改革を行い、男女共同参画についての理解を深めるため、市町村やNPO等と連携しながら、各種啓発講座の実施、啓発資料の配布等を行います。

また、男女共同参画の推進に資する教職員向けの研修や、学校におけるセクシュアル・ハラスメントの根絶等、学校現場における男女共同参画の基盤整備を促進します。

【当事者目線の相談・支援体制】

力 配偶者等からの暴力（DV）被害者に対する相談・支援体制の充実

DVの被害に悩んでいる方の相談を受け、一時保護、自立支援などの総合的な支援を行う「神奈川県配偶者暴力相談支援センター」について、相談・支援体制を充実・強化した「DV・ストーカー被害相談支援センター」を設置し、性別や国籍に関わりなく、DV・ストーカー被害者からの相談に対して関係機関と連携したワンストップ支援を実施します。

キ 性犯罪・性暴力の被害者に対する相談・支援体制の充実

警察への届出を躊躇することの多い性犯罪・性暴力の被害者が、いつでも安心して相談し、必要な支援がワンストップで受けられるかながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」を運営し、相談・支援体制の充実を図ります。

ク 予期しない妊娠に対する相談支援の推進

予期しない妊娠に関する悩みや不安を軽減するため、アプリや電話等を活用した相談支援を行うとともに、継続的な支援が必要な場合には、関係機関と連携した支援を行います。

ケ 女性の就業支援の推進

子どもを産み育てながら働きたい女性をはじめ、就職・再就職を希望する女性に対し、仕事と家庭の両立支援やキャリアカウンセリング、職業訓練等を実施するなど、様々なライフステージに応じた女性の就業を支援します。

（２）主な関係法令

売春防止法 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 ストーカー行為等の規制等に関する法律 労働基準法 男女共同参画社会基本法 雇用の分野における男女の均等の機会及び待遇の確保等に関する法律 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 次世代育成支援対策推進法 県男女共同参画推進条例 県犯罪被害者等支援条例

（３）県の主な関係審議会等

県男女共同参画審議会 県困難な問題を抱える女性等支援調整会議

（４）関連する個別計画

かながわ男女共同参画推進プラン（第５次） ～すべての人が個性と力を発揮できる ジェンダー平等社会へ～ かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画

第5章 疾病等にかかる人権課題

病気についての知識の不足や誤解からエイズ患者、H I V感染者、ハンセン病患者や元患者、がん患者、難病患者、肝炎患者等の様々な疾病患者やその関係者に偏見を持つ人がいます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大とともに、患者やその家族だけでなく、最前線で感染症対策に従事する医療・介護・福祉従事者等に対する不当な扱いや嫌がらせ、誹謗中傷といった様々な問題が顕在化しました。

こうした疾病等に関係する偏見や差別をなくすため、病気についての正しい知識の普及を推進し、患者等の立場に立って考えるなどの啓発に取り組むとともに、支援体制の充実に努めます。

(1) 主な取組みの方向

【人権尊重の社会づくりに向けた環境整備】

ア 疾病に関する正しい知識の普及啓発の推進

疾病に関する正しい知識の普及啓発を推進し、患者、元患者やその家族、医療従事者等に対する偏見や差別の解消に努めます。

また、病気になっても働く意思のある人が働き続けられるよう、職場における疾病に関する正しい知識の普及に努めます。

イ 正しい知識を身に付け、患者等への理解を深める教育の推進

疾病についての正しい知識を身に付け、患者、元患者やその家族、医療従事者等に対する偏見や差別を解消するための教育を推進します。

【当事者目線の相談・支援体制】

ウ 支援体制の充実

エイズ患者・H I V感染者への保健・医療・福祉の様々な面からの支援、ハンセン病療養所入所者への支援、難病患者、肝炎患者等の医療費助成などの支援に努めます。

エ 医療機関の選択の推進

誰もが保健医療サービスの選択を適切に行うことができるように、正確かつ適切な情報提供を行います。

オ 患者等の就労支援

「かながわ難病相談・支援センター」や「がん相談支援センター」において就労相談を実施するなど、患者等の就労支援に努めます。

また、がん患者の治療と仕事の両立に資する休暇制度や勤務制度を整備している企業を県が認定するなど、働きやすい職場環境の推進に努めます。

(2) 主な関係法令

がん対策基本法 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 新型インフルエンザ等対策特別措置法 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 難病の患者に対する医療等に関する法律 **医療法**

(3) 県の主な関係審議会等

県感染症対策協議会 県難病対策協議会 県肝炎対策協議会 県がん対策推進審議会

第6章 同和問題（部落差別）

同和地区・被差別部落出身者等への偏見や差別は、現在もまだ存在しています。令和8年（2026年）で「部落差別の解消の推進に関する法律」の制定から10年経過しましたが、SNSや動画掲載サイト等に差別情報が掲載されるなど、同和問題（部落差別）は解消には至っていません。

こうした差別を解消するためには、県民一人ひとりが同和問題（部落差別）について正しく理解し、「部落差別は許されないものである」という認識をもつことが重要です。

また、令和7年（2025年）に実施した神奈川県人権意識調査では、同和問題（部落差別）について知らないと回答した人が全体の3割以上という結果でした。

そこで、差別の解消に向けて、同和問題（部落差別）についての正しい理解と認識を深めることを目的とした啓発活動等を推進します。

また、これまでの同和教育の成果を踏まえ、同和問題（部落差別）に関する正しい理解に立って偏見や差別に立ち向かう力を育てるとともに、児童・生徒の自主性を尊重した学校教育や地域における社会教育の実践に一層努めます。

（1）主な取組みの方向

【人権尊重の社会づくりに向けた環境整備】

ア 同和問題（部落差別）についての教育の推進

同和問題（部落差別）について正しい理解と認識を深め、偏見や差別をなくすため、あらゆる機会を捉えて人権尊重の精神を基盤とした教育を推進するとともに、差別に遭遇したときに、自ら正しい判断に基づき行動ができる児童・生徒を育成します。

イ 同和問題（部落差別）についての正しい理解を深めるための啓発の推進

同和問題（部落差別）についての正しい理解に触れる機会を提供するため、国、市町村、企業、団体等と連携した啓発活動を実施します。

ウ えせ同和行為の排除

えせ同和行為の排除に向けて、関係機関と連携し、正しい知識と対処についての啓発活動を実施します。

【当事者目線の相談・支援体制】

エ 同和問題（部落差別）に関する相談体制の充実

同和問題（部落差別）に関する相談に対し、迅速かつ的確に対応するため、国、市町村、団体等と連携して、相談体制を整備します。

オ インターネット上の部落差別の解消に向けた取組み

差別的書き込みに対するモニタリングを実施し、問題のある書き込みについては、法務局に削除依頼するとともに、ポリシー違反とみなした投稿については直接プラットフォーム事業者へ通報を行うなど、インターネット上で行われる部落差別の解消に努めます。

（２）主な関係法令

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 部落差別の解消の推進に関する法律

第7章 外国籍県民等

県内の外国籍県民は、令和8年（2026年）1月現在309,815人で、現在の集計方法となった平成27年（2015年）1月の160,605人と比べ、約1.9倍に増加し、過去最多となりました。また、県の総人口に対する割合も増加傾向にあり、その割合は3.4%（県民の約30人に1人）となっています。また、外国人児童生徒など外国につながりのある子どもたちも年々増加しており、教育や子育てに関する外国籍県民等からの相談件数も増加しています。さらに、外国人労働者及び雇用する事業所の数も年々増加するなど、企業や団体において、外国人材の確保は課題となっています。

言語、宗教、習慣等への理解不足から生じた外国籍県民等への偏見により、様々な人権課題が生じています。多文化共生社会の実現のためには、一人ひとりが多様な文化や民族の違いを理解し、認め合うことが重要です。

しかし、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」が大きな社会問題となっています。

ヘイトスピーチは、異なる文化や民族性を持つ他者を社会の一員として認めず、排除しようとする動きのあらわれであり、その被害に遭った方に甚大な精神的苦痛を与える、決して許されないものです。

平成28年（2016年）に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されてから令和8年で10年が経過しますが、SNSや動画配信サイトなど、インターネット上のヘイトスピーチや差別的な投稿が後を絶たず、生成AIによるデマ画像等を使った差別を煽動する投稿も増加しており、問題は深刻化しています。また、令和7年度に実施した神奈川県人権意識調査では、外国籍県民の人権課題に対して関心が低い傾向が見られました。

ヘイトスピーチの解消に向けては、県民一人ひとりが「ヘイトスピーチを許さない」という認識を持つことが重要です。そこで、偏見を払しょくし、差別を解消するための啓発活動等を推進するとともに、文化や歴史に関する正しい理解と認識を深めるための学校教育や社会教育の実践に一層努めます。

（1）主な取組みの方向

【人権尊重の社会づくりに向けた環境整備】

ア 多文化共生・多文化理解の促進

国籍・文化・民族等の違いによる偏見や差別をなくすために、それぞれの文化や歴史を理解し、外国籍県民等の人権課題についての理解を得られる環境づくりを推進します。

イ 外国籍県民にかかわる法律・制度の改善

外国籍県民に対して法律的に地域参加の道が閉ざされている制度の改善に向けた取組みを進めていきます。なお、定住外国人の地方参政権の制度化については、十分に議論を深める必要があります。

【人権教育・人権啓発の推進】

ウ 多文化理解を深める教育の推進

多文化理解を深めるため、幼児・児童・生徒の発達の段階に応じて、国籍・文化・民族等の違いによる偏見や差別をなくす教育を推進します。

エ ヘイトスピーチの解消に向けた啓発活動の推進

外国籍県民等への偏見に基づく不当な差別的言動を許さない社会環境づくりを推進するため、国等と連携して、正しい理解や認識を深めるための啓発活動や、ヘイトスピーチの解消に資する啓発活動を推進します。また、リスティング広告やSNS等を活用した啓発を行うことにより、インターネットの匿名性を悪用した差別的な投稿をしづらくする環境整備に取り組みます。

【当事者目線の相談・支援体制】

オ 多言語による情報の提供や相談機能の充実

言葉による障壁をなくすため、外国籍県民等向けの多言語による各種情報提供や相談機能を充実します。

カ 外国籍県民等への生活支援の充実

外国籍県民等のしやすい環境づくりのため、日本語教育、医療、福祉、住居、就労など外国籍県民等の生活にかかわる支援を推進します。また、女性への暴力や在留資格などから派生する人権課題の解決に向けた取組みを推進します。

キ 外国につながるのある子どもたちの教育の充実

外国籍幼児・児童・生徒に対する教育の充実を図り、民族や母語などに誇りをもち、本名が名乗れる教育環境づくりを支援します。さらに、日本語の理解が十分でない外国につながるのある幼児・児童・生徒に対し、学校生活を円滑に送ることができるよう、NPO等と連携し、日本語学習の支援等を行うなど教育環境の充実を図ります。

ク ヘイトスピーチによる被害の早期解決に向けた相談・支援体制の充実

特定の民族や国籍に対する不当な差別的言動の被害を受けた方に対し、問題の早期解決をめざすため、弁護士による専門相談を実施するなど、切れ目ない支援を行います。

併せて、インターネット上で行われるヘイトスピーチについても、被害の拡大を防ぐため、弁護士や学識者による検討委員会で対応の検討を行いながら差別的言動をモニタリングし、ポリシー違反とみなした投稿についてはプラットフォーム事業者への通報や法務局を通じた削除依頼を行います。

(2) 主な関係法令

出入国管理及び難民認定法 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 日本語教育の推進に関する法律 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

(3) 県の主な関係審議会等

かながわ国際政策推進懇話会 外国籍県民かながわ会議

(4) 関連する個別指針

かながわ国際施策推進指針

【コラム】レイシャルハラスメントを知っていますか？

レイシャルハラスメントとは、意図的か無意識かにかかわらず、国籍、文化、民族等の違いに基づく差別的な言動・不利益な取り扱いをすることを指します。

レイシャルハラスメントを放置すると、それが次第にエスカレートし、「ヘイトスピーチ」にあたる可能性があります。

一人ひとりが国籍、文化、民族等の違いを理解し、多様性を認め合うことが重要です。

〔レイシャルハラスメントの例〕



第8章 生活困窮等にかかる人権課題

混迷する社会経済情勢を背景に、職に就けない方や、非正規雇用労働者をはじめ、不安定な就労状態にある方が増加しています。

生活困窮者の中には、ネットカフェ等の終夜営業の店舗等で寝泊まりするなど住居喪失状態に陥ったり、適切な支援につながらず、健康で文化的な最低限度の生活さえできない状態に追い込まれてしまう方もいます。また、世帯の貧困が子どもの教育に影響し、貧困が次世代に渡って連鎖するといった問題、高齢者の貧困問題、さらに、男性より女性のほうが貧困に陥りやすい環境にあること、母子家庭の多くが低所得層にあることなども指摘されています。

加えて、駅周辺・公園・河川敷等に起居する、ホームレスとなることを余儀なくされた方への偏見から、地域社会から排除されるという人権課題も発生しています。

そこで、貧困を背景として生じる複合的な人権課題の解消に向けて、各種支援制度や相談窓口の周知を図り、適切な支援につなげるとともに、ホームレスの人権擁護のための教育・啓発活動等を推進します。

また、学校や職場での人間関係や、就職活動がうまくいかなかったなど様々なきっかけから、趣味や近所での買い物等を除き、ほとんど自宅・自室から外出しない、ひきこもりの状態にある方がいます。その期間も長期化するなど、家族を含めて社会から孤立し、孤独を深めています。

さらに、近年、家族や地域とのつながりが希薄になっていることを背景とした、高齢者等の「孤立死」といった問題も起きています。

これらの課題について、関係機関と連携した相談活動や、就労支援、地域づくりなどを通じて、社会から孤立させない、排除しない、すべての人を受け入れる、ともに生きる社会の実現に向けた取組みを推進します。

（１）主な取組みの方向

【人権尊重の社会づくりに向けた環境整備】

○ 生活困窮者対策推進本部の設置

誰もが自分らしく夢や希望を持つことができる地域づくりを通じて、生活に困窮する県民への支援を充実するため、生活困窮者対策推進本部を設置し、生活に困窮する県民の総合的な支援施策の検討し、部局横断の連携体制を構築します。

ア 子どもの貧困に対する連携体制の構築

貧困等の困難を抱える子どもたちを支援し、すべての子どもたちの未来を応援する取組みの機運の醸成を図るため、子ども支援に係る研修会・交流会・WEB講座の開催や、ホームページによる情報発信等を行います。

また、県子ども・若者施策審議会（貧困対策検討部会）や県内市町村との連絡会議を開催し、学識者や関係団体、NPO、教員、市町村等と連携し、子どもの貧困対策に関する情報共有を行います。

【人権教育・人権啓発の推進】

イ 生活困窮者やホームレスの人権擁護のための教育・啓発活動の推進

生活困窮者やホームレスへの偏見や差別をなくすため、生活困窮者やホームレスについての正しい理解を深める人権教育・人権啓発を推進します。

【当事者目線の相談・支援体制】

ウ 貧困に悩む方に対する支援等の推進

生活に困窮している方が抱える様々な課題に対応するため、就労支援、生活福祉資金等の貸付や給付金、生活保護などの制度施策の周知を図り、適切な相談窓口へつなげるなど、一人ひとりの状況に応じた支援を推進します。

エ ひとり親世帯に対する支援等の推進

ひとり親世帯に対し、パソコン基礎講座の開催や自立支援プログラムの策定などの就業支援、母子父子寡婦福祉資金の貸付、母子・父子自立支援員やSNSを活用した相談など自立に向けた支援を推進します。

オ ホームレスの自立支援に関する施策の推進

ホームレスやホームレスとなるおそれのある方に対し、就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保に関する施策、生活に関する相談・指導等について、国、市町村、NGO等と協働・連携を図り、自立の支援を推進します。

カ 困難な問題を抱える女性等への支援体制の構築

社会的に弱い立場にある、困難な問題を抱える女性をできるだけ生み出さないようにするとともに、困難な問題を抱えた方を自立へとつなげ、社会全体で、個々の状況に応じて当事者目線に立って柔軟に支援します。

（２）主な関係法令

生活保護法 生活困窮者自立支援法 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
子どもの貧困対策の推進に関する法律 母子及び父子並びに寡婦福祉法 孤独・孤立対策
推進法

（３）関連する個別指針

かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画

第9章 犯罪被害者等

犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族・遺族の方々は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負い、財産を奪われるといった、犯罪等による直接的な被害だけではなく、周囲の無理解による言動等による精神的苦痛など、二次被害にも苦しんでいます。

犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等を県民全体で支える地域社会の実現をめざします。

（１）主な取組みの方向

【人権尊重の社会づくりに向けた環境整備】

ア 犯罪被害者等への総合的支援体制の整備

県及び県警察が、民間支援団体と連携協力し、犯罪被害者等への相談・支援を提供していくための総合的支援体制を整備するとともに、市町村や関係機関等との連携を進めます。

【人権教育・人権啓発の推進】

イ 犯罪被害者等への理解を促すための啓発等の推進

犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について県民等の理解を促進するため多様な手法の活用による効果的な啓発活動を推進するとともに、中学・高校生に対して命の大切さを学ぶ教室を開催し、他人を思いやる気持ちや規範意識を醸成することにより、被害者も加害者も出さない安全・安心なまちづくりを推進します。

ウ 犯罪被害者等への理解を促進する教育の推進

誰もが犯罪被害者等になる可能性があることに気付かせるとともに、二次被害を起こすことのないよう、犯罪被害者等の気持ちに共感する力を育成する教育を推進します。

【当事者目線の相談・支援体制】

エ 犯罪被害者等への途切れることのない支援の実施

県、県警察及び民間支援団体の三者で構成する「かながわ犯罪被害者サポートステーション」において、市町村や関係機関等との緊密なネットワークにより、犯罪被害者等への途切れることのないきめ細かな支援を実施するとともに、支援の充実を図ります。

また、警察への届出を躊躇することの多い性犯罪・性暴力の被害者が、いつでも安心して相談し、必要な支援がワンストップで受けられるかながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」を運営し、相談・支援の充実を図ります。

オ 犯罪被害者等を支える人材の育成

犯罪被害者等支援の裾野を広げ、被害者等からの電話相談に応じる相談員や裁判所等に付添支援を担う支援員を養成するための支援員養成講座を実施します。

カ 配偶者等からの暴力（DV）被害者に対する相談・支援体制の充実（再掲）

DVの被害に悩んでいる方の相談を受け、一時保護、自立支援などの総合的な支援を行う「神奈川県配偶者暴力相談支援センター」について、相談・支援体制を充実・強化した「DV・ストーカー被害相談支援センター」を設置し、性別や国籍に関わりなく、DV・ストーカー被害者からの相談に対して関係機関と連携したワンストップ支援を実施します。

（２）主な関係法令

犯罪被害者等基本法 県犯罪被害者等支援条例

第10章 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による日本人拉致は、わが国に対する主権侵害であるとともに重大な人権侵害です。地域とともに暮らす在日朝鮮人の方々の人権にも配慮しながら、拉致問題の一日も早い解決に向けて啓発活動などを推進します。

（１）主な取組みの方向

【人権教育・人権啓発の推進】

ア 拉致問題の啓発の推進

拉致問題への関心、理解を深めてもらうため、国、市町村、関係団体とも連携しながら啓発活動などを推進します。

イ 拉致問題への理解と関心を深める教育の推進

拉致問題が風化することのないよう児童・生徒の発達の段階に応じて、拉致問題に対する正しい理解、関心を深めるための教育を推進します。

（２）主な関係法令

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律

第11章 性的マイノリティ

性的マイノリティ（性的少数者）とは、性的指向が同性（あるいは両性）に向いている、またはいずれの性別にも性的指向が向かない、からだの性と性自認が異なるなど、様々な性のあり方において少数の立場（マイノリティ）とされる方々のことを言います。

令和2年（2020年）に施行された改正労働施策総合推進法では、性的指向・性自認に関して侮辱的な言動を行うことや、本人の了解を得ずに暴露すること（アウティング）がパワーハラスメントにあたることが示されました。

また、令和5年（2023年）には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進を図ることを目的として「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT理解増進法）が施行されました。この法律において、地方公共団体の役割として、「国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする」と定められています。なお、令和5年（2023年）に県内全ての市町村においてパートナーシップ制度が導入されました。

さらに、令和8年（2026年）には、国が「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画」を策定し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項等について決めました。

一方で、令和7年（2025年）に実施した神奈川県人権意識調査では、性的マイノリティの人権課題に対して関心が低い傾向が見られました。

性的マイノリティである場合、精神や身体的障害、高齢、貧困など複合的な生きづらさを抱えている人が、福祉施設の理解がないことによりひきこもりになることもあります。様々な性のあり方について理解を深めることで、職場や学校をはじめ、児童施設や福祉施設など、あらゆる場面において性の多様性が尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会の実現をめざします。

（1）主な取組みの方向

【人権尊重の社会づくりに向けた環境整備】

ア 性の多様性を尊重する社会づくりに向けた連携体制の構築

性の多様性を尊重する社会づくりに向けて、市町村との連絡会議を開催し、性的マイノリティ関連施策について情報共有を行うとともに、関係団体等と連携し、施策のさらなる推進に必要な支援を行います。

【人権教育・人権啓発の推進】

イ 性の多様性に関する啓発の推進

性的マイノリティであることを理由とした不当な差別的取扱いや差別的言動、アウティング等を未然に防ぐため、国・市町村・関係団体と連携し、性の多様性について正しい理解を深めるための啓発活動を推進します。

ウ 企業や支援機関等を対象とした研修の推進

職場や学校等において性的マイノリティの方々が適切な配慮を受けられるよう、企業の人事担当者や教職員、子ども・高齢者・障がい者などの支援機関の職員等を対象とした研修を実施します。

エ 性の多様性に関する教育の推進

児童・生徒の発達の段階に応じて、性の多様性について正しい理解を深めるための教育を推進します。

【当事者目線の相談・支援体制】

オ 相談・支援体制の充実

性的マイノリティの方が抱える悩みの解消に向けて、本人だけでなく周囲の方や支援者も利用可能な相談窓口を設けるなど、相談・支援体制を充実します。

(2) 主な関係法令

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

【参考】性別の取扱いの変更申立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件における訴訟

生物学的な性別は男性であるが心理的な性別が女性である抗告人が「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（以下、「特例法」という。）3条1項の規定に基づき、性別の取扱い変更の審判を申し立てた事案である。

最高裁第法定は、特例法3条1項4号（以下「本件規定」という。）が違憲であるとした。

〈判例〉

令和5年10月25日大法廷令和2年（ク）第993号抜粋

「・・・本件規定による身体への侵襲を受けない自由の制約については、現時点において、その必要性が低減しており、その程度が重要なものとなっていることなどを総合的に比較すれば、必要かつ合理的なものということとはできない。よって、本件規定は憲法13条に違反するものというべきである。」

〈外観要件について〉

外観要件については、高裁に差し戻しとなったが、3人の裁判官が「外観要件も違憲である」とする反対意見を述べた。

第12章 インターネットによる人権侵害

インターネットの普及により、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性は、大きく向上しました。さらに、スマートフォンやタブレット機器の普及に伴い、**多くの人にとってSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や動画共有サイト等のソーシャルメディアが生活の一部となりました。**

しかし、一方で、個人や特定の団体に対する誹謗中傷や差別を助長する書き込み、個人情報の無断公開など、匿名性や情報発信の容易さといったメディアの特性を悪用する事例も多く発生しています。また、一度公開された情報は完全に削除されることが非常に困難であるというインターネットの特性が、誹謗中傷や情報流出の被害の深刻化につながっています。

さらに、**最近では生成AIを利用したフェイクニュースやデマ画像が増加しており、事実と異なる情報をうのみにした安易な拡散や投稿が、誰かを深く傷つける結果となるなど、意図せず自らが加害者になってしまうケースも多く生じており、インターネットやソーシャルメディアの利用にあたっては、その特性を正しく理解することが非常に重要です。**

また、インターネットによるサービスの提供や情報発信にあたっては、インターネットを利用する環境にない方がいることなどによる、情報格差の発生にも留意する必要があります。

そこで、関係機関と連携して、インターネットの適切な利用等に関する教育や啓発、誹謗中傷に苦しんでいる方への支援等を実施することで、誰もが人権を侵されることなく、個人として尊重される社会をめざします。

（１）主な取組みの方向

【人権教育・人権啓発の推進】

ア インターネットの適切な利用等に関する啓発の推進

インターネットの特性や適切な利用について県民等の理解を促進し、ネット上における人権侵害の被害者も加害者も出さないよう、国、市町村、事業者団体等と連携して、啓発活動を推進します。

イ インターネットの適切な利用等に関する教育の推進

児童・生徒の発達の段階に応じて、インターネットの適切な利用や情報セキュリティ対策、ルールやマナーを守ること等についての教育を推進します。

○ SNSを活用した人権啓発の推進

誹謗中傷をさせない、差別を許さない環境づくりを目指して、注意喚起のSNS広告やメッセージを発信するなど、インターネット上の人権啓発を推進します。

【当事者目線の相談・支援体制】

ウ インターネットによる誹謗中傷等に関する相談・支援体制の充実

インターネット上の誹謗中傷等に苦しんでいる方に対し、個別の事案に応じた適切な支援を行い、問題の早期解決をめざすため、弁護士による専門相談を実施するほか、被害者の目線に立った支援体制を推進します。

エ インターネットによる人権侵害の早期解決に向けた取組み

インターネット上の差別的書き込みに対するモニタリングを実施し、問題のある書き込みについては、法務局に削除依頼するとともに、ポリシー違反とみなした投稿については直接プラットフォーム事業者へ通報を行います。また、モニタリング結果を共有するなど、国や市町村との連携を通じて、インターネットによる人権侵害の早期解決をめざした取組みを推進します。

（２）主な関係法令

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 青少年が安全にインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律 個人情報保護に関する法律 県青少年保護育成条例

第13章 様々な人権課題

ここまで、分野別施策の方向として、「子ども、障がい者、高齢者、ジェンダーにかかると人権課題、疾病等にかかると人権課題、同和問題（部落差別）、外国籍県民等、貧困等にかかると人権課題、犯罪被害者等、北朝鮮当局によって拉致された被害者等、性的マイノリティ、インターネットによる人権侵害」の12の分野を取りあげましたが、この他にも、様々な人権課題があります。

アイヌ民族の人権課題

世界には多数の先住民族が存在しますが、多くの先住民族は迫害の対象となったり、社会への同化を強いられた結果、言語や伝統的な慣習を捨てることを余儀なくされたりといった困難にさらされています。

たとえば、アイヌ民族は、先住民族として独自の言語や文化を持っていましたが、日本が近代国家を形成する過程において、様々な差別や迫害が行われてきました。このような状況の中、平成31年（2019年）に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立しました。

同法では、アイヌ施策の推進は、多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として行われなければならないとされています。アイヌの人たちは、県内にも居住しています。「ともに生きる社会かながわ」をめざすためにも、アイヌ民族の文化や歴史を理解し、民族としての誇りを尊重することが重要です。

災害発生時の人権課題

平成23年（2011年）3月11日に起きた東北地方太平洋沖地震による災害及びそれに伴う原子力発電所の事故は、被災地に大きな爪あとを残し、多くの方々が避難生活を強いられ、長期間自宅に戻れないなど、これまでの生活を一変させてしまいました。そうした中で、人権への配慮に欠ける避難所運営や、放射線被ばくについての風評等に基づく差別的言動など、災害時における人権の問題も改めて認識されることになりました。

また、近年は全国各地で台風や集中豪雨の影響による土砂災害や浸水被害が頻繁に発生しており、被災地域の住民が避難所に滞在するケースが頻発しています。

過去の災害では、避難所の運営において女性のニーズが十分に配慮されないなどの課題が生じ、女性の視点を取り入れる重要性が指摘されました。今後は、様々な意思決定の場面における女性の参画を促すとともに、防災・復興の各段階で、女性、障がい者、外国籍県民など、多様な視点を反映させた取組みを進めることが重要です。

これらの問題について、より良い避難所運営に向けて市町村の取組みを支援することや、啓発活動の中でこれまでの震災における人権課題を例とすることなどにより、災害時にも人権が配慮される社会づくりを進めます。

ケアラー（ヤングケアラー）の人権課題

ケアラーとは、こころやからだに不調のある人の介護、看護、療育、世話、気づかいなど、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人です。こうしたケアラーは、

過度な負担がかかることにより、心身の不調や不本意な離職、社会から孤立しやすいといった課題があり、社会全体で支援していくことが必要です。

特にヤングケアラーと呼ばれる子どものケアラーは、家族の介護や看護などを行う際に、年齢や成長に見合わない、重い責任や負担を担うことで、学校に行けない、希望する進路に進めないなど、子どもの権利侵害が懸念される重大な問題です。

年齢層や抱える課題も多様なケアラーが社会から孤立することなく、自分の希望する人生や日々の暮らしが送れるよう、様々な分野が連携して支援の取組みを推進します。

孤独・孤立による人権課題の深刻化

~~学校や職場での人間関係や、就職活動がうまくいかなかったなど様々なきっかけから、趣味や近所での買い物等を除き、ほとんど自宅・自室から外出しない、ひきこもりの状態にある方がいます。その期間も長期化するなど、家族を含めて社会から孤立し、孤独を深めています。~~

~~また、近年、家族や地域とのつながりが希薄になっていることを背景とした、高齢者等の「孤立死」といった問題も起きています。~~

~~これらの課題について、関係機関と連携した相談活動や、就労支援、地域づくりなどを通じて、社会から孤立させない、排除しない、すべての人を受け入れる、ともに生きる社会の実現に向けた取組みを推進します。~~

働く人の人権（ハラスメント）

パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、そしてカスタマーハラスメントなど、職場におけるハラスメントが大きな社会的課題となっています。

職場のハラスメントは、働く人の人格を傷つける行為であるとともに、職場風土を悪化させ、職場全体の士気を低下させるなど、企業の生産性の低下にもつながる深刻な問題です。

国は、令和8年（2026年）に労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律を一部改正し、事業主に対し、カスタマーハラスメントやセクシャルハラスメントなどの対策を義務化しました。

多様な労働者が活躍できる社会を目指し、県民の皆様や企業等の皆様と共に取組みを推進します。

この他にも、特定の職業に従事する方に対する偏見や差別（職業差別）、刑を終えて出所した方に対する偏見や差別、身体的特徴を理由とする差別、様々な理由から戸籍を取得することができなかった方の問題（無戸籍問題）など、様々な人権にかかわる問題があります。これらの問題においても、指針の趣旨に従って、関係機関、NGO・NPO等と協働・連携してそれぞれの状況に応じた取組みを行います。

第Ⅳ部 人権施策の推進体制等

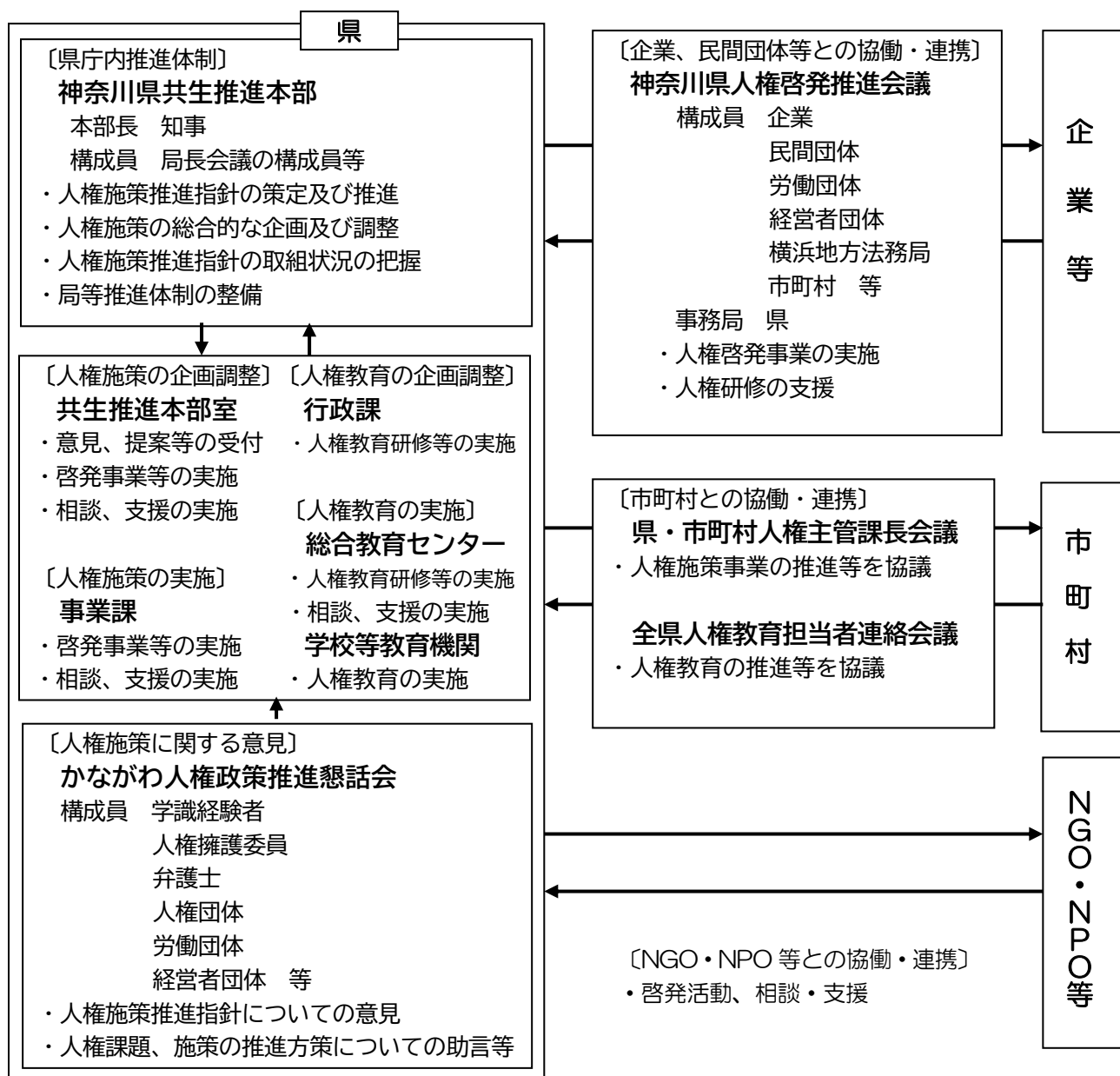
1 人権施策の推進体制

人権施策の推進にあたっては、職員一人ひとりがこの指針の基本理念に基づいて行動するとともに、かながわ人権政策推進懇話会委員からの意見等も聞きながら、県庁内で関係局等が連携し、適正かつ積極的に取り組みます。

庁内では、人権施策の円滑、適正な推進を図るため、全庁的な推進体制として、神奈川県共生推進本部（本部長 知事）を設置するとともに、局ごとに**共生社会推進統括者**（局長等）及び**共生社会推進責任者**（各局企画調整担当課長等）、所属ごとに**共生社会推進主任者**（副所長等）を設置します。

また、職員一人ひとりが人権尊重の考え方を常に自覚して職務を行うよう、全所属で年度ごとに「人権に配慮した職務遂行計画」を作成し、その評価を行い職務に生かします。

庁外では、NGO・NPO等と協働・連携して啓発活動や相談・支援など人権施策の推進に取り組みます。



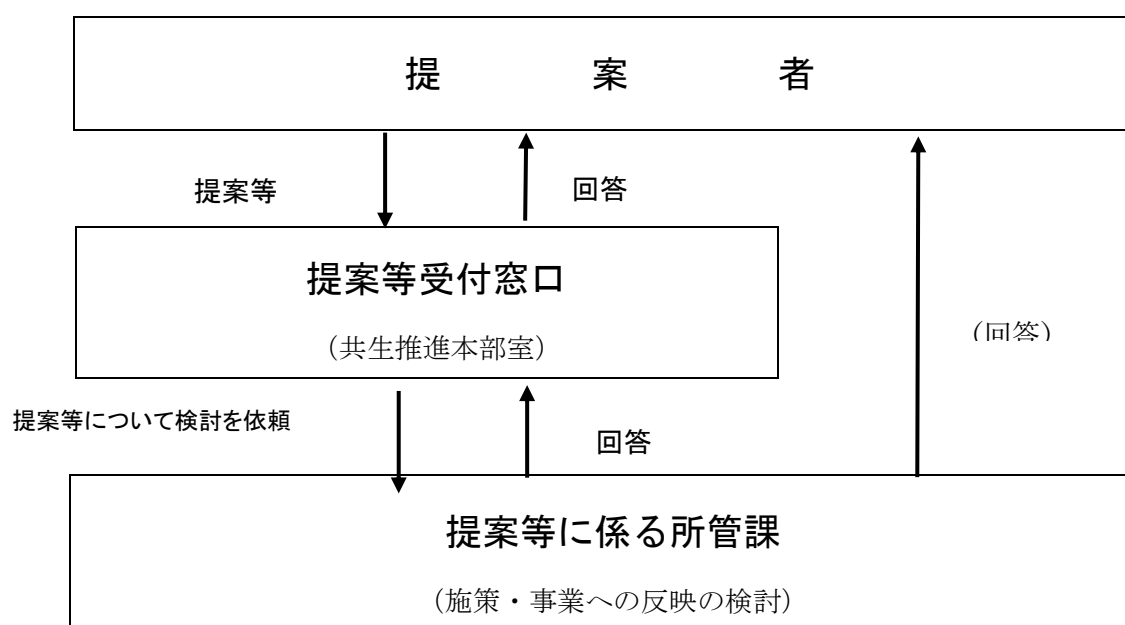
2 人権研修の実施

職員一人ひとりの人権感覚を磨き、人権尊重意識の定着を図るため、**共生社会推進主任者**に対する研修を実施します。また、全所属で職務内容に応じた人権研修を実施します。

3 県の人権施策への提案等

県の人権施策をより幅広く着実に推進するため、県が実施する人権の推進に関する施策または事業についての県民、企業等からの提案、意見、要望、苦情等を受け付ける窓口（共生推進本部室）を設置します。

提案等については、提案等に係る所管課に検討を依頼し、その結果を提案者に回答します。



4 人権課題の取組状況等の報告

主な人権課題に対する県の取組状況や県民、企業等からの提案等についての対応状況を「かながわ人権政策推進懇話会」に報告し、意見を求めるとともに、その意見を関係局等と共有し、県の取組みへの参考とします。